

# 審 議 事 項

審議事項			頁
1 委員会関係	提案1	若手アカデミー委員会運営要綱の一部改正	1
2 選考関係	提案2	平成23年10月の会員及び連携会員の改選に係る基本的事項の一部改正	3

1	
幹事会	1 1 0

## 提 案

### 若手アカデミー委員会運営要綱の一部改正について

- 1 提 案 者 若手アカデミー委員会委員長
- 2 議 案 若手アカデミー委員会運営要綱の一部改正(若手アカデミー活動検討分科会の構成における人数の変更)
- 3 提案理由 若手アカデミー活動検討分科会において、広く若手の意見を吸い上げる目的から、同分科会の構成における人数を増加させる必要があるため。

若手アカデミー委員会運営要綱（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄の掲げる規定をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(略)			(略)		
(分科会)			(分科会)		
第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。		
分科会	調査審議事項	構成	分科会	調査審議事項	構成
若手アカデミー活動検討分科会	わが国における若手アカデミー活動の可能性を多角的に調査研究し、今後の若手アカデミー活動の具体的な計画案を検討する	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	若手アカデミー活動検討分科会	わが国における若手アカデミー活動の可能性を多角的に調査研究し、今後の若手アカデミー活動の具体的な計画案を検討する	<u>15名以内の会員又は連携会員</u>
(略)			(略)		

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

2	
幹事会	110

## 提 案

平成23年10月の会員及び連携会員の改選に係る基本的事項の  
一部改正について

- 1 提案者 選考委員会委員長
- 2 議 案 平成23年10月の会員及び連携会員の改選に係る基本的事項の一部改正（別紙2 協力学術研究団体からの候補者情報の提供についての改正）
- 3 提案理由 協力学術研究団体からの候補者情報の提供に関して、協力学術研究団体から求める情報の範囲を変更する必要があるため。

平成23年10月の会員及び連携会員の改選に係る基本的事項（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）の別紙2 協力学術研究団体からの候補者情報の提供についての一部を次のように改正し、幹事会決定の日から施行する。次表により、改正前欄の掲げる規定をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>協力学術研究団体からの候補者情報の提供について (略)</p> <p><b>4 協力学術研究団体から求める情報の範囲</b>            氏名（漢字、ふりがな）            〃 現職名            〃 専門分野（科研費の細目から選択）            より詳しい情報が必要な場合は、選考委員会（分科会を含む。）が調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>協力学術研究団体からの候補者情報の提供について (略)</p> <p><b>4 協力学術研究団体から求める情報の範囲</b>            氏名（漢字、ふりがな）            年齢（平成23年10月1日現在）            〃 現職名            〃 専門分野（科研費の細目から選択）            〃 情報提供された科学者の連絡先（メールアドレス及び電話番号）            より詳しい情報が必要な場合は、選考委員会（分科会を含む。）が調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p>